

第 5 回

熊本県議会

総務常任委員会会議記録

平成23年11月29日

開 会 中

場 所 全 員 協 議 会 室

第5回 熊本県議会 総務常任委員会会議記録

平成23年11月29日（火曜日）

午前10時17分開議

午前10時34分閉会

本日の会議に付した事件

議案第11号 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

出席委員（8人）

委員長	佐藤雅司
副委員長	高野洋介
委員	前川 收
委員	岩中伸司
委員	大西一史
委員	井手順雄
委員	増永慎一郎
委員	磯田 毅

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

総務部

部長	駒崎照雄
政策審議監	岡村 範明
人事課長	古閑陽一
財政課長	浜田 義之

人事委員会事務局

局長	田崎 龍一
首席審議員兼総務課長	松見 久
公務員課長	松永 寿

事務局職員出席者

議事課課長補佐	上野 弘成
政務調査課課長補佐	川上 智彦

午前10時17分開議

○佐藤雅司委員長 それでは、ただいまから第5回総務常任委員会を開会いたします。

本日、本委員会に付託されました議案を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案について執行部の説明を求めた後に質疑を受けたいと思います。なお、審査を効率よく進めるために、執行部の説明は着座のまま簡潔に行ってください。

それでは、人事課長から議案について説明をお願いします。

○古閑人事課長 人事課でございます。

第11号議案、熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例につきまして、お手元の委員会資料の1ページから30ページまででございます。本日は、最後の30ページの条例(案)の概要に基づき御説明をいたします。

まず、1の条例改正の趣旨でございます。

去る10月28日に行われました人事委員会勧告を踏まえまして、職員の給料月額を改定するため、給与条例の改正を行うものでございます。

次に、2の今回改正する条例についてでございます。

(1)から(8)までの計8本を一括して改正するものでございます。

3の主な改正内容についてでございます。

まず、(1)の一般職の職員の給料表につきましては、医師である職員に適用します医療職給料表(1)を除きまして、平均で0.28%の引き下げの改定を行うものでございます。

なお、給料表の改定に当たりましては、人事委員会勧告どおり、民間の給与水準を上回っている40歳代以上の職員の給料月額につい

て引き下げを行うことといたしております。

(2)ですが、これは条例の(6)(7)(8)の関係でございます。平成18年4月の給与構造改革におきます給料の現給保障額につきましても、今回、改定にあわせて引き下げるものがございます。

4の施行期日につきましては、12月期の期末勤勉手当の支給基準日を考慮いたしまして、12月1日といたしております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いをいたします。

○佐藤雅司委員長 以上で執行部の説明が終了いたしましたので、質疑を受けたいと思います。

なお、今回の委員会は、本会議を休憩しての委員会でございますので、質疑は付託議案に関するものみに限らせていただきます。委員の皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

質疑はありませんか。

○前川収委員 今回、人事委員会勧告を受けての給与改定ということでありまして、減額改定だという話の提案であります。人事委員会でお調べになっていらっしゃる熊本県の民間の給与水準というんですか、中身はかなり二層化しているという話を聞いていますが、そのいいところと悪いところのかなり差があるということでしょうけれども、その平均値だとは思いますが、その実態が前期と比べてどう変わっているのかを少し教えていただければありがたいです、まずは。

○松永公務員課長 済みません、前期といたしますと、昨年と比べるとということでしょうか。

○前川収委員 そうです。

○松永公務員課長 あくまでも平均額になりますので、昨年と比べますと0.28%下がっているということになります。

○前川収委員 あのままですね。

○松永公務員課長 はい。

○前川収委員長 二層化しているという話をちょっと聞いたんですね。要するに、給料の、まあ簡単に言えば、地場企業の人たちの給料と誘致企業の人たちの給料が差があると。そんなことはないんですか。

○松永公務員課長 うちの方では、そういう分析は行っておりません。

○前川収委員 わかりました。

○松永公務員課長 あくまでも単純に調査した企業の集計を行っておりますので、申しわけございませんけれども。

○前川収委員長 じゃあ、何かランダムでポイントをつくって調べるわけですか。それとも、全社、全社じゃないでしょうか。どうなんですか。

○松永公務員課長 まず、民間企業実態調査の対象企業は50人以上の規模の事業所になりまして、その選定に当たりましては、人事院の方から、無作為抽出によりまして企業を指名してまいります。そこに県の方から行っております。

○前川収委員 わかりました。

平均値ですから、下がった分をそのまま職員給与削減をするということの提案だと思いますが、私は、個人的にですけれども、基本的には、この議案に対しては、人事委員会

勧告であればやむを得ないとは思っていません。

ただし、これまでたび重ねて本県においては、財政健全化のために給与を削減というものをやってきているという状況もございますから、今回は人事委員会のやつですから仕方ないかもしれませんが、今国の方でも国家公務員の給与を改定するという話がありまして、それも大幅に下げるという話があって、一部では、それは地方も地方公務員も準じてもらいたいという、何か思いですかね。それは、何か国が決めて地方公務員の給料を無理やり下げることは基本的にはできないそうですけれども、そういう流れというんですか、動きがあっているというふうに聞いておりまして、国の状況と県、市町村の状況は違っておりまして、本県においては、少なくともかなり早くから人件費の削減というんですか、給料の削減という努力をずっと続けてきておりまして、その成果として財政の健全化も緒につき始めた、形が見え始めたというふうに思っております。

いたずらに上げろ上げろと言うつもりはありませんが、いたずらに下げるということも、これはやっぱり慎重にしないとイケないと思っておりますので、今大きな国の流れ等々の話等があったにしても、本県は本県として、きちっと毅然とした対応の中で、その対応をしていただきたいというふうに思っておりますので、そのことだけはちょっと申し添えておきたいと思っております。

○佐藤雅司委員長 要望でいいですね。

○前川収委員長 はい、そこは要望でいいです。

○佐藤雅司委員長 ほかに。

○岩中伸司委員 人事委員会勧告に基づいて

条例改正ということです。

今、関連しますけれども、民間のレベルに合わせていこうというふうな動きですけれども、今50名規模、事業所も企業もですね、そういうことだろうと思いますが、5年ほど前、2006年、前は100名規模だったんですけども、この辺ではかなり——100名規模と50名規模という意味では賃金の格差もかなりあるんじゃないか。私は、ひとり下に合わせていくような動きがあるなという感じを持っているんですが、この辺は、仮にこの100名規模とすれば——まあ今すぐはわからないかもしれませんが、推測でいけば、どれくらいの差があるんですかね。

○松永公務員課長 申しわけございません。全くそういう統計をとっておりませんので、ちょっと数字的には申し上げるものはございません。

○岩中伸司委員 感覚としては、50名規模と100名規模というのは、賃金格差がかなり私はあると思うんですね。そういった意味では、零細企業の場合は、賃金は全体的に見て低いんですよ。やっぱり大きな企業ほど条件がいいというのが一般的ですので、この人事委員会勧告も民間に準じてということになれば、もっとやっぱりそういう意味では下に合わせるということじゃないような、まあこの場では議論にはならないと思っておりますけれども、私の思いとしてはそんなことがあります。

それともう1つ、関連していいですか。

この前、新聞に、11月16日、熊日ですか、「県内貧富の差が縮小」という記事が載ってましたね。これは、貧富の差はジニ係数であらわしていくんですけども、熊本県は、全国4位から34位に低下して、格差が非常になくなっているような、そんな動きの発表があっているんですが、ずっと言えば、これ

は、先ほど来から人勸でのマイナスだけでなく、熊本県の場合は、財政再建計画等々でも3%の賃金をカットする、さらには2%を2年間やるとか、かなり大幅な職員の賃金カットが続いてきて、県だけでなく、県内全体の公務員の賃金がこの間下げられてきているんですね。

ですから、そういった意味で、このジニ係数が、昨年と違って全国4位から34位になったという、いかにも貧富の差が縮小したようなイメージですけれども、これは部長はどう考えられますか。この記事は見られましたか。

○駒崎総務部長 私もその記事は読みまして、たしかそのときの研究員の分析として、熊本は、公務員の比率が多いため、公務員給与が下がることによって全体的に給与水準が下がりつつあって、そのことによって全体的に縮小均衡といいますか、格差が減ってきたのではないかというような分析が載っていたかと記憶いたしておりますが、そうした面はあるかと思えます。

先ほど前川委員からもお話があった趣旨は、県の職員が給与を独自カットしたり、あるいは民間給与との比較調査でさらに下げていくということを繰り返していけば、どんどん——まあ、デフレスパイラルとは申しませんけれども、縮小均衡になっていって、熊本県の県内経済にも悪影響があるのではないかという趣旨を踏まえての御発言だと思います。そうしたことにも考慮する必要があるかとは思っております。

ジニ係数の問題も、県内の所得が上がることによって格差が縮まったというよりも、公務員の給与が下がって、より零細企業の多い、地場企業の多い水準に近づいたということが主な原因ではないかと思われていますので、そうしたことにも配慮する必要があるかと思っております。

ただ、その一方で、県民感情あるいは国民感情としては、公務員が民間給与水準よりも高い給料をもらうということについては、なかなか納得のいかないところであろうかと思えますので、今回の改正につきましては、人事委員会が行いました調査の結果に沿って、民間の水準に合わせるべきかというふうに判断いたしております。

そういうことでよろしいでしょうか。

○岩中伸司委員 部長の答弁は、まあ部長の立場でそういう答弁かなと思うんですが、ここでは識者を代表して熊本学園大学の遠藤先生がコメントを言われている最後には、こういう貧富の格差が少なくなっているということについては、これは楽観できるどころか、むしろ県経済が、地域経済が落ち込んでいっているというふうな、そういうことを示しているということを明確に言われていますし、今部長も答弁でそういうふうな答弁をされましたが、私は、県としては、県全体の経済をどう活性化させていくのか、県民生活をどう豊かにするのがやっぱり基本になると思うので、そういった意味では、今回0.28というふうなことでの減額になっているんですけれども、私は、やっぱりそんなことをやるべきではないなど。

ただ、この実施に当たっては、12月からということで、従来だと4月から賃金はそういうことになるのでさかのぼるわけですがけれども、そうじゃない一部は一定評価できる部分はあるとしても、0.28をカットしていくという部分については、やっぱり納得のいかないというふうな思いです。これは答弁は要りません。

○佐藤雅司委員長 ほかに質疑はありませんか。

○大西一史委員 いろいろ御議論が出ていま

す。こういう情勢でもあるし、厳しい財政状況であるから、当然一定のこういった職員給料の見直しというのはやむを得ないというふうに私は思いますが、ただ、この改定率にしろ何にしろ、やはり国の人事院の引き下げの見直しといたしますか、こういったものと、すべて各都道府県、大体全体的に連動して毎年毎年来るわけですよ。

私は、前も申し上げたんですけども、やっぱりこの改定率も含めて、本県の——さっき前川委員もおっしゃったけれども、事情といたしますか、やっぱり財政再建戦略とか、そういったいろんな取り組みをやっている中で、本県の独自の事情をきちっと勘案して——当然ある程度の改定率は出ていると思うけれども、本当に人事委員会という組織を人事院とは別につくっているのであれば、やっぱりそういった独自の事情で、独自のきちとした数字を出すということが本来あるべき姿だろうというふうに思いますし、独立してやっている人事委員会としての意義ではないかなというふうに思うんですね。その辺がきちっと議論されていますか、人事委員会の方では。どうですか。

○田崎人事委員会事務局長 私の方からちょっとお答えさせていただきますけれども、この給与改定については、まず前提として国の人事院、それから全国の人事委員会、共同で民間企業の実態調査をしていると。そういう意味で、少し、おっしゃったように、国の動きと連動した部分が出てくるというのは、それは調査が同じでございますので、やむを得ない部分があると思います。

先ほどおっしゃいました独自の事情、本県が今3、5、7%の給与カットをしているということ自体も、人事委員会の勧告、報告の中にもそのことは触れてはおりますけれども、我々の立場としては、いわゆる本来の給与水準、給与カット前の給与水準で調査をす

べきというふうな判断をしておりますものですから、そういう形で今回勧告、報告をさせていただいていると。

いずれにしても、そういう本県独自のいろんな事情については、我々としても、しっかりと押さえて議論はしているということでございます。

○大西一史委員 いずれにしても、もう年中行事のようになっているわけですよ、これが。11月、わざわざ議会を開いて、前倒しの議会を開いてやっているわけですから、本当にやっぱり自治という観点から言っても、国とある程度連動しなきゃいけないとか、全国の公務員との実態というのは連動しなきゃいけないのはわかりますけれども、それは全体のバランスを見るというのは大事ですが、やっぱりその独自事情をしっかりと考慮をした上で決めていかないと、なかなか財政再建でのいろんな具体的な打ち出しというのも、今後逆にしにくくなってくるような部分が出てくるんじゃないかなというふうに思いますので、その辺も含めて、ぜひ人事委員会の方では独自性を発揮していただきたいということを申し添えておきます。

以上です。

○佐藤雅司委員長 よろしいですね。ほかに質疑はありませんか。——なければ、これで議案に対する質疑を終了いたします。

ただいまから、本委員会に付託されました議案第11号について採決をいたしたいと思えます。

議案第11号を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」「反対」と呼ぶ者あり）

○佐藤雅司委員長 御異議がありましたので、議案第11号について、挙手により採決をいたします。

原案のとおり可決することに賛成の委員の

挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○佐藤雅司委員長 挙手多数と認めます。よって、議案第11号は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

以上で本日の議題は終了いたしました。

それでは、これをもちまして本日の委員会を閉会いたします。

午前10時34分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

総務常任委員会委員長